

IPEF(インド太平洋経済枠組み)公正な経済協定(概要)

令和6年(2024年)10月

外務省北米局北米第二課

経済産業省通商政策局経済連携課

経緯

- 米国による主導の下、2022年5月のバイデン大統領訪日時、首脳級会合においてIPEFの立ち上げを発表。
- 2022年9月のIPEF閣僚級会合(於:ロサンゼルス)において、「公正な経済」の分野における協定として交渉を開始。
- 2023年11月のIPEF首脳会合・閣僚級会合(於:サンフランシスコ)において、実質妥結。
- 2024年6月のIPEF閣僚級会合(於:シンガポール)において署名式を実施。
- 2024年10月12日に発効。

【交渉参加国:米、日、豪、NZ、韓国、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ブルネイ、インド及びフィジーの14か国。】

意義

- 本協定は、贈収賄を含む腐敗行為の防止等に向けた取組及び税務行政の改善等の分野における協力、情報の共有、能力開発を拡大するための措置等について定める。
- 本協定により、これらの協力や措置がIPEFという新たな経済枠組みの下で担保・強化されることが見込まれ、それにより、インド太平洋地域における透明性や予見可能性の向上、企業及び労働者にとっての対等な競争条件の実現がもたらされ、地域におけるビジネス・貿易・投資に係る環境の改善につながることを期待される。

概要

主に以下の事項について規定。

- ✓ 贈収賄及び資金洗浄に関する措置の採用又は維持並びに効果的な実施
- ✓ 犯罪収益の特定、追跡、凍結、押収及び没収を可能とする措置並びに回収した犯罪収益の返還及び処分の透明性及び説明責任の確保
- ✓ 法人及び実質的支配者の透明性の向上
- ✓ 移民労働者に対する適切な保護を含む労働者の権利の尊重
- ✓ 租税に関する透明性及び情報の交換並びに国内の資源の動員
- ✓ 本協定の実施について懸念がある場合の協議手続
- ✓ 本協定に関する技術援助・能力開発を行う能力開発枠組みの立上げ
- ✓ 民間部門の関与強化、官民対話の促進

IPEF公正な経済協定における主な規定の概要

贈収賄を含む腐敗行為の防止及びこれと戦う取組の強化

- 国連腐敗防止条約(UNCAC)、及び適用される場合には経済協力開発機構(OECD)の贈賄防止条約の下、それぞれの義務に整合的な形で腐敗行為に関する犯罪を効果的に防止し、探知し、捜査し、訴追し、及び制裁を科す取組を強化。
- 犯罪収益の特定、追跡、凍結、押収及び没収を可能とする措置を採用し、又は維持し、並びに回収した犯罪収益の返還及び処分に関する透明性及び説明責任を確保する意図を有する。また、財産の回復に関する国際協力を強化する。
- 腐敗行為の防止に関する民間部門の積極的な参加を促進し、腐敗行為がもたらす脅威についての公衆の意識を高める。
- 資金洗浄及びテロリズムに対する資金供与の防止並びに法人及び実質的支配者の透明性の向上に関する協力の推進。
- 腐敗行為に関する犯罪を通報する制度の採用又は維持。
- 公的な任務の遂行における公務員の透明性及び説明責任の向上。
- 自国の労働法令に基づく移民労働者の適切な保護を含む、労働者の権利の尊重の確保。

租税に関する透明性及び情報の交換並びに国内の資源の動員

- 租税に関する情報の交換への参加の拡大及び交換される情報の一層効果的な活用等による租税に関する透明性の向上。
- 技術援助・能力開発を通じた国内の資源の動員の改善の取組、健全な租税政策の策定を援助する国際的及び地域的な取組を支援。
- 経済のデジタル化から生じる税制上の課題に対処するためのOECD/G20「二本の柱による解決策」に関し、能力開発のニーズを認識。

能力開発枠組みを含む技術援助・能力開発

- 能力開発、技術革新並びに利害関係者の関与について支援を促進。
- 腐敗行為の防止、労働に関連する規定の実施及び租税にそれぞれ焦点を当てた年次会合を実施。
- 技術援助・能力開発を行うために立ち上げる能力開発枠組みに基づき、援助のニーズと提供可能な援助のマッチングを行う。

締約国間での協議手続

- 本協定の実施について懸念がある場合の協議手続を規定。